
*
* 答 申 書 *
*

令和元年（2019年）11月19日

豊中市特別職報酬等審議会

令和元年（2019年）11月19日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市特別職報酬等審議会
会長 宮本 又郎

特別職の期末手当及び退職手当について（答申）

令和元年（2019年）10月3日付け豊総人第905号で諮問のあった議会の議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当について審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

一．答申内容

1. 議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当は、現行の算定式によることが適当である。
2. 市長及び副市長の退職手当は、現行の算定式によることが適当である。

二．答申に至った経過

今回、市長から諮問のあった議会の議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当については、報酬及び給料と同様、「職務職責」「一般職との比較」「国や他自治体との比較」などの視点で適当であるかどうか審議することとした。

1. 現在の特別職の手当について

(1) 期末手当について

条例において、以下の算定式で得られる額を支給することが規定されている。支給月数は、一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動して改定されている。

【市長・副市長】給料月額×地域手当(1.12)×役職加算(1.2)×支給月数(4.45月)

【議長・副議長・議員】給料月額×役職加算(1.2)×支給月数(4.45月)

(2) 退職手当について

市長及び副市長について、条例において、以下の算定式で任期ごとに支給することが規定されている（条例を制定した平成 11 年から現在まで支給割合は改定されていない）。

【市長】 給料月額 × 在職月数 × 支給割合(100 分の 50)

【副市長】 給料月額 × 在職月数 × 支給割合(100 分の 35)

2. 職務職責

市長は、市を統括し代表する地位にあり、本市行政の最高責任者である。その職務と責任は、高度・複雑・困難・重要であり、市民生活のあらゆる分野にわたっている。また、副市長は、市長を補佐する最高の補助機関であり、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、職員の事務を監督するほか、法令の定めるところにより市長の職務を代理する職責にある。

議会の議員については、代表民主制の根幹をなすものであり、住民の声をその活動を通じて市政に反映し、かつ政策決定過程及び政策課題の解明とそれらを住民へ周知するという重要な職責を担っている。

近年、住民が抱える課題が複雑化・高度化・多様化している中で、本市は平成 24 年度に中核市へ移行し、保健所をはじめとした保健衛生分野や福祉分野を中心に大阪府より権限を委譲され、市行政の権限と責任はこれまで以上に大きくなっている。これに伴い、市長・副市長・議会の議員それぞれの職責も大きくなっていると言える。

これらの重責に鑑み、有能な人材確保の観点から、市長・副市長及び議会の議員の手当等については、しかるべき水準に定められるべきと考えられる。

3. 一般職との比較

(1) 期末手当について

本市における一般職の期末勤勉手当については、国の人事院勧告に基づいて支給月数を改定してきたものであり、勤勉手当については平成 26 年度から平成 30 年度の間に、0.5 月分の増額改定が行われている。一方、特別職については、期末手当の支給月数について、基本的には一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動する形での改定が行われており、平成 26 年度以降、増額改定が行われている。

(2) 退職手当について

一般職の退職手当については、官民比較の調査結果を踏まえた国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職手当の基本額算出に用いる調整率は、年々引き下げられており、平成 24 年度に 104/100 であった調整率は、平成 30 年度には 83.7/100 となっている。一方、市長・副市長の退職手当については、平成 11 年の条例制定以降、一度も支給率の改定は行われていないが、平成 24 年 4 月の報酬改定の跳ね返りにより、実質的には 6.8%減額されている。

4. 国や他自治体との比較

(1) 期末手当について

ア. 期末手当の算定式について

市長、副市長、議員の期末手当については、先述のとおり市長・副市長は、給料月額×地域手当(1.12)×役職加算(1.2)×支給月数(4.45月)、議員は、給料月額×役職加算(1.2)×支給月数(4.45月)で得られる年額を支給することが規定されている。

地域手当については、国において市町村ごとの比率が指定されており各市で自由に比率を設定する性質のものではなく、本給においても市長・副市長は支給する一方で、議員については支給しておらず、これらのことを踏まえた算定方法としている。また、役職加算については、本市の部長級職員と同様の加算率としている。

また、特別職の期末手当の支給月数については、先述のとおり一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動する形での改定が行われている。一般職の期末勤勉手当の支給月数は情勢適応の原則に基づき、人事院勧告に沿う形で例年改定を行っている。

国における特別職の期末手当は、一般職(指定職)の改定に連動している状況にあり、国会議員の期末手当は法律上、特別職国家公務員の例によると明記されている。また、議会の議員や市長等特別職の期末手当の支給月数の改定にあたり一般職の支給月数の改定に連動させる手法は、多くの地方公共団体においても採用されているが、大阪府内各市や近畿圏内中核市においては連動していないところもある。期末手当については、審議会の審議事項にされていない地方公共団体も多く、財政状況や政治的な側面などを踏まえた特別職の判断に委ねられているところがあると考えられる。

本市においては、これまでも毎年期末手当の額の算定基礎となる議員報

酬の額や市長・副市長の給料の額の妥当性について判断してきた経緯があり、今後も情勢適応の原則に基づいた一般職の改定に連動させるのであれば、期末手当の支給月数のみを取り上げて別途本審議会において審議する必然性はなく、公正性や客観性は担保できるものと考えられる。

イ. 期末手当の額について

市長の期末手当額は、619万128円（年額。以下同じ。）であるが、大阪府内の人口30万人以上の5市（豊中市・高槻市・東大阪市・枚方市・吹田市。以下同じ。）で比較すると、本市は高槻市・吹田市に次いで上位から3番目（5市平均額は595万587円で本市より23万9,541円低い）、近畿圏内の人口35万人以上の中核市8市（豊中市・東大阪市・枚方市・西宮市・尼崎市・姫路市・奈良市・和歌山市。以下同じ。）で比較すると、姫路市・西宮市に次いで上位から3番目（8市平均額は570万1,306円で本市より48万8,822円低い）となっている（条例本則上の給料月額を基にした計算式での比較。以下同じ。）。これら類似団体の中では本市市長の期末手当は中位からやや上位の水準にあると考えられる。

副市長の期末手当額は535万2,816円であるが、大阪府内の人口30万人以上の5市で比較すると、本市は高槻市・吹田市に次いで上位から3番目（5市の平均額は516万525円で本市より19万2,291円低い）、また、近畿圏内の人口35万人以上の中核市8市で比較すると、本市は最上位（8市の平均額は472万2,234円で本市より63万582円低い）となっている。これら類似団体の中では本市副市長の期末手当は上位の水準にあると考えられる。

議員の期末手当額は、議長が389万8,200円、副議長が368万4,600円、議員が339万900円であるが、大阪府内の人口30万人以上の5市で比較すると、本市は高槻市・吹田市に次いで上位から3番目（5市の平均額はそれぞれ371万7,744円、350万3,028円、325万4,616円で、議長・副議長・議員はそれぞれ本市より18万456円、18万1,572円、13万6,284円低い）、また、近畿圏内の人口35万人以上の中核市8市で比較すると、本市は西宮市・姫路市・和歌山市・枚方市に次いで上位から5番目（8市の平均額はそれぞれ400万7,042円、366万7,285円、336万6,761円で議長は本市より10万8,842円高く、副議長・議員はそれぞれ本市より1万7,315円、2万4,139円低い）となっている。これら類似団体の中では本市議員の期末手当は中位の水準にあると考えられる。

(2) 退職手当について

市長の退職手当額は、2,484 万円（在任期間 4 年の場合。以下同じ。）であるが、大阪府内の人口 30 万人以上の 5 市で比較すると、本市は吹田市・高槻市に次いで上位から 3 番目（5 市平均額は 2,578 万 800 円で本市より 94 万 800 円高い）、近畿圏内の人口 35 万人以上の中核市 8 市で比較すると、姫路市・西宮市・和歌山市・奈良市に次いで上位から 5 番目（8 市平均額は 2,581 万 5,240 円で本市より 97 万 5,240 円高い）となっている（条例本則上の給料月額での比較。以下同じ）。

市長の退職手当の計算基礎となる支給割合について、本市は 50/100 であるが、大阪府内の人口 30 万人以上の 5 市で比較すると、本市は東大阪市、高槻市、枚方市と同率となっており、吹田市（58/100）が本市より高くなっている（5 市の平均は 51.6/100 で本市より 1.6/100 高い）。また、近畿圏内の人口 35 万人以上の中核市 8 市で比較すると、本市は東大阪市、枚方市、奈良市と同率で、姫路市（54/100）と和歌山市（52/100）が本市より高く、西宮市（43/100）と尼崎市（40/100）が本市より低くなっている（8 市の平均は 48.6/100 で本市より 1.4/100 低い）。これら類似団体の中では市長の退職手当は中位の水準にあると考えられる。

副市長の退職手当額は 1,503 万 6,000 円であるが、大阪府内の人口 30 万人以上の 5 市で比較すると、本市は吹田市に次いで上位から 2 番目（5 市の平均額は 1,489 万 5,840 円で本市より 14 万 160 円低い）、また、近畿圏内の人口 35 万人以上の中核市 8 市で比較すると、本市は西宮市に次いで上位から 2 番目（8 市の平均額は 1,421 万 580 円で本市より 82 万 5,420 円低い）となっている。また、副市長の退職手当の計算基礎となる支給割合について、本市は 35/100 であるが、大阪府内の人口 30 万人以上の 5 市で比較すると、本市は吹田市（42/100）に次いで上位から 2 番目（5 市の平均は 34.4/100 で本市より 0.6/100 低い）、また、近畿圏内の人口 35 万人以上の中核市 8 市で比較すると、本市は西宮市（36/100）に次いで上位から 2 番目（8 市の平均は 32.8/100 で本市より 2.2/100 低い）となっている。これら類似団体の中では副市長の退職手当は上位の水準にあると考えられる。

5. その他

現在、本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取組みにより経常収支比率など様々な財政指標が改善し概ね良好であると言える。平成 30 年度決算の実質収支は黒字であり、平成 16 年度から 15 年連続の黒字決算を維持してい

る。しかしながら、公共施設の老朽化対応に伴う経費や社会保障関係経費が増大すると見込まれることや今後の課題などを勘案すると、引き続き改善の取り組みが必要な状況にある。

これらの状況については、昨年度の審議の際に比して大きな変化は見られない。

また、民間企業における役員等と特別職の報酬等の額を総額ベースで比較すると、単純に比較することが適切かについて議論の余地があるとしても、著しく高い水準にあるとはいえない。

6. 総括

一般職の給与については、人事院勧告により、客観性、透明性、公正性が保たれていると考えられるが、特別職の報酬等についても、一般職と同様その客観性等を保ち、市民に対して説明責任を果たすことができるものでなければならない。

このため、本市の組織全体としての整合性、他自治体とのバランス、国の特別職における算定の考え方等を踏まえ、期末手当や退職手当の算定にあたっては、何らかの基準に依ることが必要であると考えられる。

一方、人口減少・高齢化の進展、公共施設の老朽化への対応など、自治体を取り巻く環境は厳しさを増しているが、こうした状況にあっても、市勢の発展、市民福祉の増進を図っていかなければならない。このようななか、特別職の報酬等の額について、政策的な判断がなされる場合もあると考えられるが、本審議会としては、特別職の報酬等の額について検証し、政策的なレベルでの判断ではなく、公正・客観的な立場から、原則的な考え方を述べるのが役割であると考えられる。

こうした役割を踏まえ、本審議会としての結論を以下に述べる。

期末手当は、一般職の期末勤勉手当の支給月数に連動させているが、他市との比較においてはその立場により若干の幅はあるものの、平均水準から著しく乖離した状況にはないことから、概ね適切な水準にあると考えられる。また、期末手当の支給月数については、一定の公正性や客観性が担保できている以上、今後も一般職の支給月数の改定と連動させることが適当である。

退職手当については、近年一般職の退職手当が減額改定されている経緯があるものの、市長・副市長については先立って平成 24 年 4 月に報酬の減額改定による実質的な退職手当の減額改定がなされている。また、支給率及び支給額を他市と比較すると、市長は平均的な水準、副市長はやや高い水準にあるが、

職務職責の重要性に照らして、直ちに改定を行うべきであるとまでは言えない。

以上より、議会の議員並びに市長及び副市長の期末手当及び市長及び副市長の退職手当については、現行の算定式によることが適当であり、期末手当の支給月数については、一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動させることが適当であるとの結論に至った。

7. 付帯意見

特別職の報酬等については、個々の算定式とその結果から導かれる報酬総額の両面において、公正かつ合理的なものでなければならない。このため、個々の算定式における特定の基準だけに焦点をおいて論じることの難しさはあるが、個別特定の基準のうちには、調査研究を進めていくものがあることを付言する。

豊中市特別職報酬等審議会 委員

相原 洋

小山 由紀子

重澤 嘉男

清水 聖子

久山 信子

宮本 又郎

山田 徹

吉村 敬

吉村 直樹

(五十音順、敬称略)